６（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類及び⑧に掲げる書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、当該事業協同組合の役員名簿並びに組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　業態調書
②　営業所一覧表
③　技術者経歴書
④　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
⑤　営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し
⑥　申請者が法人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表､個人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
⑦　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式(その２)に加え､(その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え､(その３）又は（その３の３))

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など､国税規則別紙第９号(その３)､(その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。
②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争(指名競争)に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。)については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和７年６月16日以降のもの、随時審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争(指名競争)参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。)を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（道路清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争)参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数(ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。)
③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

Ⅰ　建設工事

①　令和８年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局又は国土交通省（地方整備局又は大臣官房官庁営繕部）が発注した工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度等を勘案したもの）
②　令和８年10月１日の前日までの４年間における沖縄県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

Ⅱ　港湾・空港工事

①　令和８年12月１日時点における港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）
②　令和８年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局又は国土交通省（地方整備局）が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績等

Ⅲ　農林工事

①　令和８年10月１日時点における専門技術者数
②　令和８年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績等

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争)参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。)の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高